

議案第48号

三田市都市計画法施行条例の一部を改正する条例の制定について

三田市都市計画法施行条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和5年6月1日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市都市計画法施行条例の一部を改正する条例

三田市都市計画法施行条例（平成27年三田市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第6条第6項中「土地利用計画の変更案の作成は」を「申出に係る区域の土地利用計画の変更案（以下「変更案」という。）の作成及び変更案に基づく当該区域の土地利用計画図の作成は、随時実施するものとする。ただし、全体の土地利用計画図の更新は」に改める。

別表第3に次のように加える。

2	次の各号のいずれかに該当する者が、市街化調整区域内の土地で規則で定めるものにおいて、新たに必要とする自己の居住の用に供する戸建ての住宅で規則で定めるもの (1) 本市外から転入する者で、移住・定住の促進に資するものとして市長が認める者 (2) 開発区域周辺の市街化調整区域内に通算して10年以上居住する者で、転勤等による転入、借家からの転居、婚姻等による別世帯の構成等をする者
---	--

付 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。